

令和4年度から国民健康保険税の子ども(未就学児)に係る均等割額が軽減されます

問合せ先 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

地方税法の一部が改正され、国民健康保険税の未就学児に係る均等割額が次のとおり軽減されます。

対象者 国民健康保険に加入する未就学児(0歳～満6歳になった日以後の最初の3月末まで)

内容

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入する未就学児の国民健康保険税(医療給付費分および後期高齢者支援金分)の均等割額を、5割軽減します。

また、所得金額の合計が一定基準以下の世帯における均等割額の軽減(法定軽減)が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、下表のとおり、残りの負担額の5割分をさらに軽減します。

なお、**未就学児の軽減を受けるための申請は不要**です。

子ども(未就学児)等に係る均等割額(1人あたり)

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	合計	
基準:子ども(未就学児)以外の均等割額		29,400円	10,800円	40,200円	
子ども (未就学児) に係る軽減	所得金額の合計が一定基準を超える世帯	14,700円	5,400円	20,100円	
	所得金額の合計が 一定基準以下の世帯	7割軽減	4,410円	1,620円	6,030円
		5割軽減	7,350円	2,700円	10,050円
		2割軽減	11,760円	4,320円	16,080円

※所得金額の合計が一定基準額および世帯における均等割額の軽減(7割・5割・2割)については、前年中の総所得金額等の合算額および世帯構成などによって異なります。詳しくは、市民課国民健康保険グループへお問い合わせください。